

国教学第 0221001 号
平成 20 年 2 月 21 日

国東市学校教育審議会
会長 足立 和久 様

国東市教育委員会
教育委員長 藤原 雅章

国東市長期学校教育環境整備について（諮問）

国東市学校教育環境整備について、貴審議会の意見を求めるので平成 21 年 2 月 20 日までに答申してください。

なお、第 2 項については平成 19 年度中の時期に中間答申として答申願います。

記

- 1 幼稚園・小学校・中学校の適正規模及び適正配置について
- 2 過小規模校（園）に対する対応について
- 3 その他

国東市長期学校教育環境整備に係る諮問

1、教育情勢

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。また、平成19年1月の教育再生会議第1次報告「社会総がかりで教育再生を」において、教育再生のための緊急対応として「学校教育法の改正」を始めとする教育3法の改正が提言されました。中央教育審議会においては、これまでの審議の積み重ねの上に、教育再生会議の第1次報告も参考にしつつ、集中的な審議が行われ、3月10日に答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」が取りまとめられました。これらを踏まえて、政府として教育3法を国会に提出し、6月20日に可決・成立同月27日に公布されました。いよいよ、平成20年4月1日より施行される予定です。

このような情勢の中、「国東市」も3年目を迎えようとしています。各園・学校は、地域のコミュニティーとして、また教育機関として家庭や地域の要請に応じ、主体的な判断と責任の下に開かれた特色ある園・学校づくりに取り組んでいます。特に、これからの社会を担う児童・生徒が将来にわたって主体的、創造的に生きていくために、生涯にわたる生きる力の基盤となる「確かな学力」や「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、学校・家庭・地域及び行政が自らの役割と責任を果たしつつ協働して子どもたちを育成していくことが必要です。

2、国東市教育環境の状況

国東市は、過疎化が進行し、学校規模においても過小規模（複式学級のある学校）の学校が増加しています。中には、教師1人に児童1人という学級も出てきています。同年齢のいる学級の中でお互いに意見を出し合い、練り合い、新しい意見を生み出していく、いわゆる学び合い授業が成立し得ない学級があります。2学年の授業を教師の「わたり」と教育課程の「ずらし」で同時に進める複式学級を余儀なくされています。

過小規模になると教職員数も減少し、事務職員・養護教諭の無配置、教頭が担任したり、無配置になったり学校運営が困難となります。

子どもたちが互いに学び合える授業を実現し、学習意欲を高めていくためにも適正規模の学校へ統廃合していくことは今後避けられないのではと考えます。また、義務教育の機会均等の立場から、老朽化の激しい校舎や教育設備の遅れている学校の充実に向けても環境整備が早急に望まれます。

3、国東市長期学校教育環境整備に係る諮問

国東市長期学校教育環境整備について、以下の項目について諮問します。
なお、最終答申まで1年間としますが、「過小規模校（園）に対する対応について」は平成19年度内に中間答申として結論をいただきたい。

①幼稚園・小学校・中学校の適正規模及び適正配置について

学校の適正規模については、学校教育法施行規則第17条に、「小学校の学級数は、12学級18学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」と規定しています。また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条では、おおむね12学級以上18学級以下を適正規模と定めています。

由布市においては、過小規模校の増加に伴う児童の社会性の育成や指導体制の充実等を考慮し、最低1学年1学級以上を構成できることが、適切な学校規模であるとしています。

児童にとって、適正な教育環境を創っていくことが教育委員会に課せられた責務であると認識し、国東市での学校統合基準を以下のようにします。

- 小学校全校児童数50名を割り込む学校については統合の検討を開始する。
- 小学校全校児童数30名程度の学校については児童間の切磋琢磨が出来る教育環境の確保が困難となるため、積極的に統合を図る。

②過小規模校（園）に対する対応について

国東市立幼稚園、小学校、中学校に係る、喫緊の課題に対する対応を以下のようにする。

イ) 上国崎小学校

平成21年度4月国東小学校と統合する。

(平成20年度より、全校児童が10名未満となります。)

ロ) 豊崎・富来・旭日幼稚園

平成19年度、豊崎5名、富来9名、旭日19名であり、今後増加の期待は持てず、幼保一元化をも視野に入れる中で統合を検討する。

③その他

イ) 入園資格の統一について

安岐町 満3歳から小学校就学まで

国東町 満4歳から小学校就学まで

国見町 満4歳から小学校就学まで

国見中央幼稚園のみ満5歳から小学校就学まで

入園資格については、満4歳からが一般的であります。安岐町の満3歳からについては、合併以前に朝来・西武蔵幼稚園での園児確保のために入園資格を拡大したものが、安岐町全体に広がったもので、合併後も引き継いでいるものです。

国見町については、幼保一元化の取組みにより、また、私立保育園との兼ね合いで、国見中央幼稚園については満5歳からとなっています。

以 上